

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険医等の登録(保険課)

原爆被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

争議行為の実施(労政訓練課)

土地改良区の役員の変更(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

木材業者等の登録(林務課)

木材業者等の登録の変更(〃)

鳥取県収納代理金融機関等の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 教委規則  
教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
穴 田 玉 輝	鳥医第三、六五八号	昭和六十二年十月二十四日
川 上 哲 夫	鳥医第三、六五九号	〃
深 澤 義 明	鳥医第三、六六〇号	昭和六十二年十月二十九日
美 津 島 稔	鳥医第三、六六二号	昭和六十二年十一月四日
岡 本 久 代	鳥医第三、六六三号	〃
藤 原 敏 浩	鳥医第三、六六四号	〃
岩 下 和 人	鳥医第三、六六五号	〃
澤 田 清 市	鳥業第六四九号	昭和六十二年十月二十九日

濱本洋子	鳥薬第六五〇号	"
福西加余子	鳥薬第六五一号	"
西山輝	鳥薬第六五二号	"
西尾かおり	鳥薬第六五三号	"
森下知子	鳥薬第六五四号	"

鳥取県告示第九百十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西尾 邑次

名称	所在地	指定年月日
有限会社加藤調剤薬局一本木店	倉吉市山根字一本木六三七一五	昭和六十二年十一月十一日
足立齒科	境港市明治町八	昭和六十二年十一月十七日

山藤医院	鳥取市大槻町一七	"
------	----------	---

鳥取県告示第九百二十号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 事件

年末一時金等に関する件

二 日時

昭和六十二年十一月二十五日午前零時から本事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院

鳥取市西品治八二九一二一 鳥取生協病院附属大森診療所

四 概要

全体的又は部分的に医療行為の停止を行う。

鳥取県告示第九百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 高田 賢治 米子市兼久六

昭和六十二年八月十二日退任

鳥取県告示第九百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を昭和六十二年十一月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第五〇号	昭和六十二年五月二十日	鳥取市湖山町北六丁目六九〇	大林 龍雄
第五一号	五月二十九日	南吉方一丁目五二	大和森林株式会社鳥取出張所 所長 小山 守
第五二号	八月十八日	吉方温泉二丁目五五二	田中 武雄
第五三号	九月七日	岡山県新見市千屋実一五五八	前田 貞美
八木第七四号	五月二十一日	八頭郡那家町大字那家一一九一七	中村 芳正
第七五号	九月三十日	若桜町大字若桜九三一二	瀬戸 善夫
倉木第九〇号	五月二十五日	東伯郡三朝町大字西小鹿二七六	秋崎 順次
第九一号	五月十五日	大字神倉六四	小椋 幸博
米木第六五号	五月二十九日	米子市錦町三丁目七七	有限会社浦川商事 代表取締役 浦川 節子
第六六号	七月十一日	米子市西三柳二八六四一一四	株式会社ひの木屋 代表取締役 中原 昭喜
第六七号	七月十一日	西伯郡淀江町大字淀江九六一	有限会社浅田商店 代表取締役 浅田 茂
日本第二八号	六月十一日	日野郡溝口町上野四一七	山岡 昭
第二九号	昭和六十二年九月二十四日	日野郡日南町湯河二六七	増原 英寿

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥製第二九号	昭和六十二年五月二十五日	鳥取市南町五〇三一二	西村繁光
〃 第三〇号	〃 七月二十五日	岩美郡国府町分上三丁目二八二	株式会社山木 代表取締役 山本 洋
八製第四六号	〃 五月二十一日	八頭郡河原町大字中井二六	田 中国 春
米製第四一号	〃 六月十八日	米子市上後藤六五一一二	有限会社吉田木材店 吉田 栄 松

鳥取県告示第九百二十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十二年四月一日 倉木第三七号	倉吉市広瀬九四二 有限会社谷口林産 代表取締役 谷 口 一 壽	代表者の氏名	代表取締役 谷 口 一 壽	代表取締役 谷 口 純 一	昭和六十二年九月七日

製材業者

登録年月日及び 番号 昭和六十二年四月一日 鳥製第十六号	所在地、名称及び代表者の氏名 鳥取市富安二丁目九六 みやま林産協同組合 理事長 久保 数夫	変更事項	変更前 理事長 久保 数夫	変更後 理事長 工藤 幸夫	変更登録年月日 昭和六十二年八月五日
---------------------------------------	--	------	---------------------	---------------------	-----------------------

鳥取県告示第九百二十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十二年十一月二十一日から施行する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

津山東支店	津山市川崎
姫路支店	津山市綿町

を 津山東支店 津山市川崎 に改め、同表の智頭町農業協同組合の

山郷支所	八頭郡智頭町
荻津支所	大字中原
	八頭郡智頭町
	大字荻津

山郷支所	八頭郡智頭町
	大字中原

に改める。

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

別表第二の(中)「異常児教育」を「障害児教育」に、「異常児心理」を「障害児心理」に、「異常児の病理」を「障害児の病理」に、「異常児の保健」を「障害児の保健」に、「異常児教育実習」を「障害児教育実習」に改める。

様式第四号中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同様式の備考の2中「が行うものとし、国立、鳥取県立及び私立の学校に勤務する者並び

に」や「、大学附置の国立又は公立の学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校に勤務する者にあつては文部大臣、私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び」に定める。

様式第五号の題名を「鳥取県立の学校に勤務する者及び」に定める。

様式第七号を「所轄庁」や「実務証明責任者」に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。